重要事項説明書についての同意書

平成　　年　　月　　日

認定こども園　蛍池文化幼稚園に入園・進級されるにあたり、保育・教育について、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

施設名　　認定こども園　蛍池文化幼稚園

説明者　　事務長　泉　　恒

責任者　　園　長　泉　　潔

私は、本書面に基づいて認定こども園　蛍池文化幼稚園の利用にあたっての重要事項の説明を受け、同意しました。

保護者住所

保護者氏名　　印

幼児との続柄

幼児名

切り取り線

平成 28 年度　蛍池文化幼稚園 重要事項説明書

認定こども園　蛍池文化幼稚園に入園・進級するにあたり、当園よりお知らせしておかなければならない大事な情報をお伝えしておきます。

1. 施設の目的及び運営方針

①認定こども園の概要	
名称	（幼稚園型）認定こども園　蛍池文化幼稚園
代表者氏名	園長　泉　潔
所在地	大阪府豊中市蛍池西町 1-11-3
電話番号	06-6843-1234
②認定こども園の目的	
学校教育法第 22 条および 23 条に従い、義務教育およびその後の教育の基礎を培うものとして幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。	
③認定こども園の運営方針	
本園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号）及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して運営する。	

2. 教育・保育の内容

本園では教育目標として次の 4 つを掲げる。

明るくのびのびとした元気な子
きまりの守れる心のやさしい子
よく考えみずから行動できる子
美しくあたたかい心を持った子

当園では、道徳心・正義感・思いやり・感謝の心・探究心を育み、品格のある人間を育てる。また、体験を通した学びを重要視し、想像力や自己解決力を高めて、自ら学ぶ子を育てる。

3. 職員の内容

園　長	1名
園長補佐	1名
副園長兼事務長	1名
保育主任	1名
クラス担任	8名
フリー教員	5名（預かり保育・未就園児担当を兼ねる者も含む）
未就園児クラス担当	1名
バスドライバー	3名
嘱託医	2名

4. 教育・保育を行う日及び時間帯

開園日	月曜日から金曜日、第 3 土曜日及び当園の定める開園日
開園時間	8 時～19 時（11 時間）
休園日	・日曜日、祝祭日、第 1・2・4・5 土曜日及び当園の定める休園日 ・2 号認定こどもに対する保育は、土曜日及び長期休業中（日曜日及び祝日を除き 7 時～18 時）も実施する。 ただし、12 月 29 日から 1 月 3 日までは休業日とする。

5. 保育料等

入園時費用	入園が決定した時点で ・入園準備金 30,000 円 入園後 ・施設協力費 60,000 円（20,000 円 ×3 回各年度 4 月引落し） ※同時在園時 30,000 円減免 10,000 円 ×3 回各年度 4 月引落し
返還規定	入園準備金は返還しません。 施設協力費は、転園・退園された時点で、残りの年数分返還いたします。
月額保育料	園児の居住する市町村が定める額の基本保育料を保護者から徴収する。（給食費は徴収担当 豊中市の別表あり）
返還規定	長期欠席の場合（保育料支払い月、月をまたがない）
特定保育料	①疾病により連続して 15 日以上欠席：保育料の半額 ②疾病により連続して全月：保育料の全額 基本保育料にプラス以下の費用が毎月かかります ①教育充実費　3,000 円 ・体操・スイミング・英語などの外部講師の費用 ・保育環境充実のための教員入件費補助の費用 ②行事費　1,000 円 ・園外保育・誕生会・作品展や発表会など行事の費用 ③保護者会費　1,000 円・保護者会活動のための会費 ④年長知能教育教材費　500 円 ・5 歳児の教材の費用（年長児のみ）
返還規定	特定保育料は欠席された場合でも、基本的には返還されません。
実費保育料 （利用者のみ）	・バス代　往復 2,500 円　片道 1,500 円 ・預かり保育（ファミリークラス）費用 1 日 600 円（月・火・木・金 15：00～18：00、おやつ代込） 1 日 1200 円（水 12：00～18：00、おやつ代込） 延長 19 時まで（1 時間 200 円） ・他に学年・時期により、制服代、用品代、年長キャンプ代、お別れ遠足代、卒園アルバム代等の実費がかかります。

6. 利用実員（平成 28 年度予定）

1号認定こども	197 名（5 歳児 70 名、4 歳児 68 名、3 歳児 60 名）
2号認定こども	27 名（5 歳児 7 名、4 歳児 11 名、3 歳児 10 名）
総実員／クラス数	226 名／年長 3 クラス、年中 3 クラス、年少 3 クラス　計 9 クラス

7. 提供する食事について

昼食	給食は月・火・木の週 3 回です。金曜日はお弁当です。 2 号認定園児はお水・金・土がお弁当になり、他にも行事等に合わせてお弁当の持参をお願いする日があります。（給食対応可能日もあります） 献立はお便りやホームページでお知らせします。 アレルギー他の事情により給食に配慮が必要な場合、できる限り配慮いたします。 株式会社万福　大阪市東住吉区杭全 7-1-6 06-6713-8877

8. 入園・転園・退園・卒園などについて

入園	（入園資格） 本園に入園することのできる者は、満 3 歳から小学校就学の始期に達するまでとする。 （入園許可） 入園は、園長がこれを許可する。 （入園手続） 入園希望者は、所定の申込書に必要な事項を記入し、園長に提出しなければならない。 選考基準 ①1 号認定子どもについて、利用定員を超える入園申込みがあった場合は、先着順とするが、ただし、次に該当するものは、優先して入園することができる。 ・第 1 順位 入園希望者が未就園児クラスバンビクラスに在籍するとき ・第 2 順位 入園希望者の兄弟姉妹が本園に在園中のときまたは兄弟姉妹が同時に入園を希望するとき ・第 3 順位　入園希望者の親族に、本園の卒園児がいるとき ②2 号認定子どもについては、園児の居住する市町村の行う利用調整を経て、園長が入園を決定する。 ③前 2 項の規定に関わらず、在園する子どもの支給認定区分変更に伴う園内の移動については、園長が決定する。 ④利用開始にあたっては、あらかじめ、利用の申込みを行った保護者に対し、本規程の概要、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得るものとする。 ⑤前項の同意を得た保護者と本園との間に利用契約（入園願書を兼ねる）を締結し、教育・保育の利用を開始するものとする。
転園	（転園） 転園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。
退園	（退園、休園） 退園又は休園しようとする者は、その理由を記して保護者から園長に願い出るものとする。 また、病気その他の理由により、他の園児に悪影響を及ぼすおそれのある者、長期（2 カ月以上）欠席するとき、その他利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき、その者を退園又は休園させることがある。 （利用の終了） 本園は、次の各号に該当する場合に教育・保育を終了するものとする。 ①1 号認定子ども及び 2 号認定子どもが小学校就学の始期に達したとき ②その他、利用の継続について、重大な支障又は困難が生じたとき
卒園	

9. 緊急時における対応方法

緊急時	保育中に容体の変化等があった場合は、事故防止マニュアルに沿って、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、嘱託医又は主治医へ連絡をとり、搬送するなど必要な措置を講じます。
園医及び緊急時受診病院	・木村医院（内科・小児科）豊中市寺輪 2-10-23 06-6855-4321 ・辺見クリニック（外科・整形外科）豊中市蛍池北町 1-2-6 06-6843-1287 ・松尾歯科（歯科）豊中市柴原町 2-1-30-101 06-6857-5881 ・岡野こどもクリニック（小児科・アレルギー科） 豊中市蛍池西町 1-3-6　06-6852-5337 ・豊中市民病院（総合）豊中市柴原町 4-14-1 06-6843-0101 ・藤田紀子（学校薬剤師）　06-6843-1234
国薬剤師 非常災害時	緊急災害時には事故防止マニュアルに沿って、緊急連絡先へ連絡をし、安全にこどもを避難させるなど必要な措置を講じます。また、年 2 回消防署の監修により避難訓練を実施します。
緊急連絡先	豊中警察　豊中市 蛍池西町 3－412　06-6849-1234 豊中北消防署蛍池出張所　豊中市蛍池西町 1-25-10 06-6858-0119

10. 保育内容における要望・相談の受付

受付方法	面談・文書・電話などの方法で相談・苦情を受け付けます
受付責任者	相談苦情受付最高責任者　園長　泉　潔 担当者は双方とも主任又はクラス担任とします。

11. 加入している保険に関する事項

賠償責任保険	・全日本私立幼稚園連合会会員園総合保証プラン エース損害保険株式会社　0120-044-709
賠償責任保険	・三井住友海上施設所有者管理者賠償責任保険 三井住友海上大阪北支店大阪北支社　06-6229-3211
災害共済	・独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付 学校安全部大阪給付課　06-6456-3602

12. 個人情報の取扱いに関する事項

個人情報保護及び守秘義務	当園では個人情報保護に関する基本方針として、個人情報保護規定に掲げています。本園の職員及び職員であったものは、正当な理由がなく、その業務上知り得た園児又はその家族の個人情報を漏らすことはありません。また、市町村が認定した世帯所得に基づく毎月の基本保育料の金額の情報は、給付事務に必要な範囲に限って利用いたします。